

## 需給見通しの変更（案）のポイント

- 6年産の主食用米の生産量が  
10月公表の683万トンから  
12月公表の679万トンに下方修正されたことを踏まえ、  
米の基本指針における需給見通しも修正。

- 7年産の主食用米の生産の見通しは683万トンで据置き  

<10月基本指針>	<今回基本指針(案)>
-----------	-------------

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	(単位:万トン)
令和6年6月末民間在庫量	A	153	153
令和6年産主食用米等生産量	B	683	679
令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	836	832
令和6/7年主食用米等需要量	D	674	674
令和7年6月末民間在庫量	E=C-D	162	158

} 在庫率  
23%

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	(単位:万トン)
令和7年6月末民間在庫量	E	162	158
令和7年産主食用米等生産量	F	683	683
令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	846	841
令和7/8年主食用米等需要量	H	663	663
令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	182	178

} 在庫率  
27%

### 【基本指針の変更（案）に関する生産、集荷、在庫等の状況】

- ・ 5年産の主食用米の生産量 661万トン
- ・ 6年産の主食用米の生産量 679万トン（対前年差+18万トン）
- ・ 主要集荷業者の集荷数量 216万トン（対前年差▲21万トン）
- ・ 主要集荷業者の在庫量 197万トン（対前年差▲48万トン）
- ・ 主要卸売業者の在庫量 56万トン（対前年差+4万トン）
- ・ 主要卸売業者の販売状況 対前年比▲3.8%（令和6年7月～12月）

## 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針 変更案（抄） ※赤字追加

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①～③ (略)

④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。

⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

(2) 他方、毎年 11 月 30 日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

(3) また、(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。

(4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。